

會 報

第645号

2022年6月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第347回監査セミナー

2022年4月12日

演 題：令和4年株主総会に向けての留意点

講 師：日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 松山 遙氏

第1 はじめに

1 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた総会運営

(1)リアル株主総会の縮小と感染対策の実施

本年6月時点の感染状況は予測困難であるが、株主総会の規模縮小（来場者数の減少等）及び感染拡大防止のための施策（受付・会場設営の工夫）は継続する前提で準備すべきである。その一方で、バーチャル総会の実施に伴い、総会時間の短縮化（議題の説明・質疑の簡素化）をどこまで行うべきか、バランスを取る必要がある。

(2)バーチャル株主総会の実施

感染対策としてリアル株主総会を縮小する一方で、バーチャル株主総会の運営に取り組み、株主への情報提供・対話の充実を図る必要がある。

昨年までは、ハイブリッド型バーチャル総会（出席型・参加型）しか選択できなかったが、産業競争力強化法の定める要件を満たせばバーチャルオンリー総会も実施可能となった。

しかし、本年総会においても、参加型バーチャル総会を検討している企業が大多数と考えられる。

参加型バーチャル総会とは、リアル株主総会の場に在籍しない株主が、WEBサイト等で配信される中継動画を傍聴したり、事前にコメント・質問できるような工夫を行うもの。ただし、WEBを通じた株主総会への「出席」を認めるものではなく、議決権行使については書面・電子投票を通じて行う。

インターネットを通じて議決権行使を行う出席型バーチャル総会やバーチャルオンリー総会は、万一システム障害等が生じた場合の対応に不安が残るため、不特定多数の株主が来場していた上場企業では、なかなか実施に踏み切れないのが実情であり、株主数が少ないベンチャー企業等での実施例が増えてきた段階で検討するという企業が多い。

2 法改正等への対応

2021年3月1日に施行された改正会社法（株主総会資料の電子化を除く）については、昨年総会ではほぼ対応済みであり、本年総会では原則として昨年どおり

の対応で問題ない。

2021年6月に改訂されたCGコードについては、以下のような点について、事業報告・参考書類にどのように反映させるべきかを検討すべきである。



(1)経営戦略・経営計画・事業ポートフォリオの基本方針

CGコードでは、経営戦略・経営計画を明確に定めて開示すること、計画未達の原因分析・対応の説明などが求められているほか、資本コストをふまえた事業ポートフォリオの策定・見直し状況の開示が求められる。

単に中期経営計画を公表するだけでなく、途中経過としての進捗状況の検証や計画達成の見通し、資本コストをふまえた戦略のあり方等について質問される可能性あり。また、新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ侵攻に伴う原材料コストの上昇、金利・為替の状況など不確定要素も大きいため、経営計画への影響・見通し等について質問される可能性が高い。

(2)配当・資本政策

CGコードでは、資本政策の基本方針の開示が求められている。

近年はコロナの影響で、自社株取得の見送りや株主総会でのおみやげ廃止の動きも見られたが、配当・株主優待等は株主の最大関心事であるため、会社の方針・考え方について質問が出る可能性が高い。

(3)ガバナンス体制

CGコードでは、社外取締役を主要メンバーとする指名・報酬委員会の設置、CEOのサクセッションプランの重要性が指摘されている。また、指名・報酬委員会の独立性に関する考え方・権限・役割等の開示が求められている。

監査等委員会設置会社へ移行した企業の数が増えていることもあり、監査役会設置会社であっても、なぜその機関設計を選択しているのか、会社の考え・方針

が問われる可能性あり。そのほか、諮問委員会設置の有無、CEOの選解任基準、サクセッションプランの考え方、報酬体系など、ガバナンス体制に関する質問も予想される。

(4) 社外取締役の独立性・多様性・スキル

CGコードでは、ジェンダーや国際性の面を含む多様性が求められているほか、監査役の経験・能力・知識についても具体的に記載されている。さらに、取締役のスキル・マトリックスの開示が求められている。

社外取締役の比率（社内・社外）や女性比率については、機関投資家・議決権行使助言会社における議決権行使基準でも一定の水準が求められており、考え方を整理して開示する必要がある。それに加えて、取締役会における多様性・専門性（個々の経歴・属性だけでなく、全体のバランス等）についても、経営戦略との整合性等を踏まえてスキル・マトリックスを作成する必要がある。

(5) サステナビリティ

CGコードでは、サステナビリティの基本方針の策定・取り組みの開示が求められている。機関投資家のESGに対する関心も高く、人権・環境問題などへの取り組み等についての質問も散見される。

これを踏まえ、気候変動・環境問題（プラスチック海洋汚染など）・人権問題への取組状況について開示することを検討すべきである。特に当社の業務に関連して質問を受けそうな点があれば、回答を準備しておく必要がある。

3 議決権行使助言会社・機関投資家の議決権行使基準

スチュワードシップ・コード等により、機関投資家の議決権行使基準の厳格化がより一層進んでおり、会社提案に対する反対票も増加している。独立性に疑義がある社外役員選任議案、買収防衛策更新議案について反対が多いのは当然として、一定の要件を満たしていない場合には経営トップの取締役選任議案に対して反対されることに留意すべきである。また、バーチャルオンリー総会に関する定款変更議案についても、大手議決権行使助言会社（ISS及びグラス・ルイス）は否定的なスタンスである。

※注 ISS：Institutional Shareholder Services Inc.

グラス・ルイス：Glass, Lewis & Co.

(1) 経営トップの取締役選任議案について

① 取締役会の独立性

2022年2月以降、監査役会設置会社でも社外取締役3分の1未満の場合には経営トップに反対（ISS）

2022年2月以降、監査役会設置会社で取締役会と監査役会の独立役員の合計人数の割合が3分の1未満かつ独立社外取締役が2名以上いない場合には会長等に反対（グラス・ルイス）

② 取締役会のジェンダー・ダイバーシティ

2023年2月以降、女性取締役が1名もない場合には経営トップに反対（ISS）

2022年2月以降、男性以外の役員が1名もない場合には会長等に反対。2023年2月以降、プライム市場上場会社で男性以外の役員が10%以上いない場合には会長等に反対（グラス・ルイス）

③ 政策保有株式の保有状況

2022年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（純資産の20%以上）には経営トップに反対（ISS）

2021年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（純資産の10%以上）には経営トップに反対（グラス・ルイス）

④ 資本効率（ROE）

ROE基準（資本生産性が低く、改善傾向にない企業の経営トップに反対する基準）の適用は、2022年も見送られている（ISS）。

(2) バーチャルオンリー総会に係る定款変更議案について 原則として反対（ISS）

株主の権利を保護する十分な手段が講じられている場合には賛成（グラス・ルイス）

4 監査上の主要な検討事項（KAM）

2018年7月に改訂監査基準が公表され、金商法に基づく監査報告書へ「監査上の主要な検討事項」（KAM）の記載が求められている。

監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項を、「監査上の主要な検討事項」（KAM）として開示しており、本事業年度の検討課題について監査役に対して質問される可能性がある。

第2 株主総会までのスケジュールと準備

1 招集決定までに検討しておくべき事項

(1) 会計監査人の評価・再任の是非

監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法344条1項）、当該候補者を会計監査人候補者とした理由を開示しなければならない（会社法施行規則81条2号）。

以下、会社法施行規則を単に「規則」と表記し、会社計算規則は「会社計算規則」と表記する。

会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則126条2号）。

監査役は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準を策定すべきである（CGコード補充原則3-2①）。

監査役会としては、株主総会の招集決定までの間に、当該会計監査人を評価基準に従って評価し、不再任とする必要がないかどうかを検討する必要がある。会計監査人から監査結果の報告を受けるだけでなく、ガバ

ナンス状況等についても報告を受けて確認するほか、会社の経理部（会計監査を受ける側）等にも監査の状況・問題点の有無を確認して、会計監査人の再任の是非を検討すべきである。

(2)内部監査部門における運用状況の評価

大会社は、内部統制システムの決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない（規則 118 条 2 号）。

監査役は、内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告で記載しなければならない（規則 129 条 1 項 5 号）。

監査役会は、内部監査部と連携し、当該事業年度における内部監査の実績・結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。

監査委員会・監査等委員会の場合には、内部統制システムを通じた組織監査が想定されており、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要がある。

(3)指名・報酬の決定プロセスの相当性（監査等委員会の場合）

監査等委員会設置会社では、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない（会社法 399 条の 2 第 3 項 3 号）。

株主総会の招集決定において取締役選任議案が承認されるのに先立ち、監査等委員会において、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったのかどうかを確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

(4)監査役選任議案への同意

株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない（会社法 343 条 1 項）。

監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきとされている（CG コード原則 4-11）。機関投資家の中には、社外役員の独立性を判断するための要素として任期の上限を設けるところがある。

常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、監査役会はどのように関与すべきか、指名委員会とどのように連携すべきかといった点が、今後の検討課題となる。

(5)株主提案が出された場合の確認事項

令和元年会社法改正により提案できる数の上限が定められたが、実務にはさほど影響なし（極めて多数の濫用的な提案を制限することは可能）。

株主提案が出された場合には、監査役として、会社の対応の適法性等について客観的な立場から確認する必要がある。

第3 監査報告の作成

1 監査報告の記載事項

(1)会計監査に係る記載事項

会計監査に関しては、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する（会計監査人監査を前提とした監査）。

監査役会では、会計監査人の監査の方法又は結果が相当かどうかを確認するほか、会計監査人評価基準に従って会計監査人の独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認する必要がある。

(2)業務監査に係る記載事項

業務監査に関しては、監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

事業年度中に取締役・従業員が関与する不祥事が起きた場合には、監査報告の中でどのように記載するべきかを慎重に検討する必要がある。

2 監査役会における審議

(1)協議の方法

監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（規則 130 条 3 項、会社計算規則 128 条 3 項）。

もともと監査役会では決議の省略（書面決議）は認められていないが、監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したものである。

(2)監査報告の作成

監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会監査報告を作成する（規則 130 条、会社計算規則 128 条）。

監査役会の結論は多数決で決せられるが（会社法 393 条 1 項）、これらの事項について異なる意見を有する監査役は、当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（規則 130 条 2 項、会社計算規則 128 条 2 項）。

監査役は独任制の機関であり、多数決と異なる意見を有するときは、それを付記することができる。この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

3 非常時対応

(1)無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる（会社法 439 条）。

仮に万一、会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役の誰かから相当性に異議が出され

た場合には、計算書類を決議事項として付議しなければならない。

(2)当社において不祥事が起きた場合

①役員による不祥事

監査役は、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。

当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載するかどうかを検討しなければならない。

仮に「重大」でないと監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」、あるいは、社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

②従業員による不祥事

監査役は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。

当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要がある。

仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

第4 株主総会当日の対応

1 コロナウイルス対応

(1)感染防止対策の実施

昨年と同様、感染防止対策を継続した総会運営となると予想される。

①来場株主への注意喚起

株主への要請（マスク着用や体調不良時には来場を控えていただくことの要請）については、招集通知に記載又は同封して株主に周知しておく必要がある。

②会場への入場制限や事前登録制を採用する場合

会場への入場制限や事前登録制を実施すること（事前登録の方法）については株主に周知しておく必要がある。

③おみやげ・株主懇談会等の中止

来場株主に配布するおみやげや個人株主との関係強化として開催してきた株主懇談会等についても、コロナウイルス対応として開催中止を検討する必要がある。

中止する場合には、招集通知にその旨を記載しておくべきである。

(2)バーチャル総会の実施

株主総会の規模縮小の代わりに、株主との対話の充

実を図るべく、参加型バーチャル総会を実施する企業が増加すると見込まれる（出席型バーチャル総会やバーチャルオンリー総会は、未だ少数と予想される）。

①株主総会の動画配信

総会でのトラブル発生のリスク、株主のプライバシー保護の観点から、どのような配信方法とするのかを検討する必要がある。また、実施する場合には視聴方法等について招集通知に記載する。

☑ 配信のタイミング（ライブ配信・事後配信）

☑ 配信の範囲（全て・一部）

☑ 配信の対象（株主限定・一般公開）

②株主からの事前質問・コメント

事前に質問を受け付けて一括回答あるいは事後回答するのか、総会中にもコメントを受け付けて回答するのかを検討する必要がある。

後者の場合には、事前に対応方針をきちんと決めて、恣意的な対応とならないように注意する。

(3)当日のシナリオ改訂

本年も新型コロナウイルス対応のため、株主総会の開催時間の長期化を避ける流れが継続する可能性が高く、各社のシナリオを見直して、どの程度短縮化すべきかを検討する。

①事業報告・中期経営計画等の説明、監査報告について

コロナ以前よりは短縮化する一方で、バーチャル総会を意識して、事業計画・対処すべき課題等の説明を（昨年よりは）充実させる方向性も検討すべき。

②株主の質問数の制限

「お一人様1問（2問）」などと制限する場合には冒頭で説明する。

昨年よりも質問数は増える予想されるため、どこまで厳格に制限するのかを検討しておく必要がある。

③代理の議長・答弁者の訓練

万一、議長・答弁者が発熱・咳等により出席を控えなければならない場合に備えて、準備しておく必要がある。

2 説明義務

監査役も会社役員として説明義務を負う。近年では、監査役・社外監査役を名指した質問も散見される。

質問された場合には丁寧に回答するのが原則だが、質問内容によっては回答してはいけない事項もあるため、注意する必要がある。

本年は、総会時間短縮のために回答もコンパクトに行う必要あり。

(1)回答してはいけない事項

①企業秘密に関わる事項

基本的には、決算説明会等で開示済みの事項はコメ

ントし、それ以外は慎重に対応する。

②第三者との契約違反になる事項

他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項については、回答しない。

③他社への非難・中傷ととられかねない事項

他社との業績比較、他社を例とした不祥事対応など、他社に関わる質問については、慎重に回答する。

(2)回答すべきかどうか悩ましい事項

①子会社に関する質問

子会社に関する質問については、連結に影響があるとはいえ他社に関する事項であり、どこまで回答すべきかの判断が難しい（特に、子会社で不祥事があった場合、子会社の業績が低迷している場合など）。

会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。

また、特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合も、当該不祥事に関して質問が出る可能性が高い。事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会社役員の責任をどう考えているのかなどの点については、親会社（大株主）としてきちんと回答する必要がある。

②不確定な将来の事項を質問された場合

将来の業績予想・事業再開の見通しなど、未公表の重要事実を開示してしまうリスクがある。未公表の事実かどうか、既に開示・リリース済みの事実かどうかを確認しておく必要あり。

(3)社外監査役への質問

ここ数年、社外取締役・社外監査役への質問も増加傾向にあり、実際に社外役員に回答させる例も散見される。

①社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合

当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然。委員長から回答してもらうべき。

②独立社外の立場からの意見を求められた場合

質問内容によっては議長判断で適任者を指名すればよく、必ずしも社外役員を指名しなくてもよい。しかし、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンスの強化を図っている以上、社外役員から回答してもらった方が印象が良い。社内取締役・監査役が回答した後でもよいので、社外役員から回答することを検討すべき。

（本要旨は講師の松山遙先生からご寄稿いただきました）

第785回講演会

2022年4月4日

演 題：日本農業を憂う

講 師：自民党参議院議員 山田 俊男氏

1. はじめに

私の生まれは富山県で石川県境の倶利伽羅峠の寒村です。小さな稲作農家で父は農協勤めでした。私は大学は早大政経学部でしたが、父の影響からサークル活動で農村社会学のフィールドワークをし（恩師の師匠だった民俗学者、宮本常一さんの訾訶に接したこともありましたが）、卒業後はJA 全中（全国農業協同組合中央会）に就職しました。様々な農政活動に携わり、専務理事の後、皆に推されて参院議員になったという、根っからの農本主義者です。

今、日本の農業は規制改革をどうするか、生産性をどう上げていくか、また、つい最近では、農協は株式会社にしろ、といった話が次々に出ています。私にとっても農業改革をどうしていくのか、という事が最大の関心事であり、議員としての仕事でもあります。この場で幾つか問題提起し、皆さんからは「農業を、お前そんな過保護なこと言ってもしょうがないぞ。どんな形で改革を実現するのか、その方向をこそ示さなきゃいかんぞ。」というご意見を伺うことにもなるかと思い、その際には大いに議論を交わしたいと思います。

2. 農業に対する国民の理解・共感こそ重要

JA 全中時代、私には忘れられない活動があります。もう、35 年も前になりますが、昭和 62 年（1987 年）に我々生産者団体と消費者団体が手を携えて取り組んだ「いのちの祭り」です。

当時、アメリカはじめ各国との農業交渉の中で、日本の農業をどうするのか、という喫緊の課題がありました。それまでの我々の運動は米価闘争に象徴されるように、ねじり鉢巻きで拳を挙げて、政府に対して「米価を上げよ」と要求するものでした。しかし、これは政府・自民党を相手にした要求であって、ともすれば国民の側を向いていない、と受け取られていました。全中でコメ担当だった私は組織内から一步踏み出して、消費者団体や学生時代の仲間・先輩と語らい、国民に理解と共感を得られるイベントはできないかと相談し、考え出したのが「いのちの祭り」です。



農業こそが日本を、我々の「いのち」を支えているのだ、という発想のもとに、米俵を使った土俵、横綱の綱など農業の文化を凝縮した国技館を借り切りました。土俵に各都道府県の特産農産物を供え、土のにおいのする作家、立松和平さんに基調報告をしてもらい、続いて彼が司会をするシンポジウムを行ったのです。

会場は農協の仲間だけでなく、消費者団体や各種団体で立錫の余地なく満員となりました。そこで、土俵に立松さんが上がって演説をやってくれたんです。大拍手。消費者の皆さんが一生懸命応援してくれて、嬉しかったですね。私の人生における最大の出来事でした。新聞・テレビにも大きく取り上げられ、全国的に広がりました。

キャッチコピーは「人類はアブナイものをつくり過ぎた。今、農業」。作者は売れっ子コピーライター、仲畑貴志さん。現在にも通用するフレーズと思いませんか。

これにはあまり知られていない裏話もありました。

国技館の中での「いのちの祭り」を終えた後、私は会場の後始末の意味で、国技館を一周したんです。何と、驚いたことに国技館の屋根の下に大勢の機動隊員がうわあっと、整然と待機していたんです。後から聞くと、この集会に対する妨害の電話があり、不測の事態に備えていた、というのです。私としては集会前に国技館の使用許可を取るために、両国警察署へお願いに行った経緯があり、警察までも我々を守ってくれていた、「やってよかった」と思いました。

翌年にはさらにこの運動を拡大して、代々木公園に10万人を集める大集会を企画しました。

事前に都内を走るタクシー、JRの車内に仲畑さんのコピーを書いた旗をかけたんです。新作の「日本人は米を無くして何を食わんや。日本の農業を守ろう。」「農業が壊れたら、日本人は全員会社員になるのだろうか?」、そして前年の「人類はアブナイものをつくり過ぎた。今、農業」等々。これを掲げたタクシーが、そして電車が首都圏を走り回りました。

ところが、当日朝。昭和天皇の下血、という事態が起き、急遽、集会は中止としました。早朝からすでに集まり始めた人々に私は涙ながらに中止のビラを配り歩きました。しかし、理を持って国民に広く呼びかければ、これほど多くの方々に理解してもらえる、というこの経験は政治活動をしている今の私の原点ともなっています。

3. 日本農業の課題

1) 農業従事者の減少と高齢化

さて、いくつか課題を申し上げていきたいと思います。

今、一番の問題は、農業従事者の圧倒的な減少と高齢化、です。

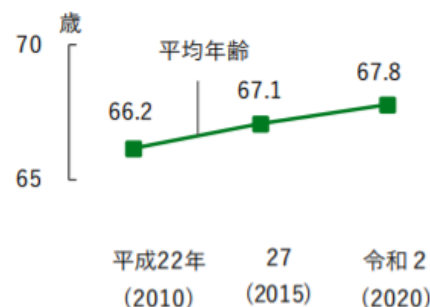
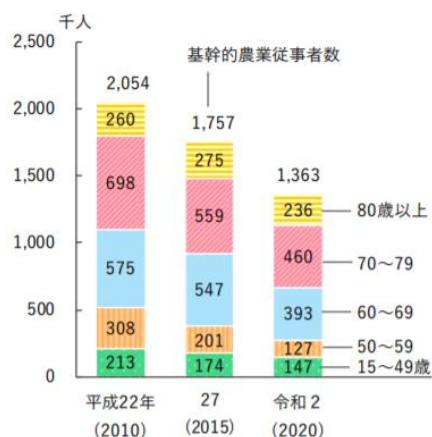
右の図表「基幹的農業従事者数」と「その平均年齢の推移」をご覧ください。

基幹的農業従事者数は、平成22年度(2010年)は205万人で、平均年齢は66.2歳。ずっと減り続け、10年後の令和2年(2020年)は136万人までになっており、平均年齢も67.8歳と高齢化も止まりません。

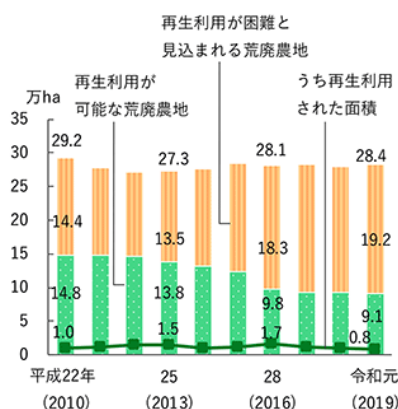
このままで、わが国の農業は、経営基盤を維持できるのか、日本を背負っていけるのか。それこそ、規制改革推進会議が言うように株式会社になんて任せられない、なんていう考え方も出てきます。そんな形にならないように、新規の農業者をどんな形で確保するのか、農地の規模拡大をどうやっていくのか、基盤整備も必要です。山間地の小さな規模の水田は、もう手に負えないぞとなると、もう山に戻すしかないではないか、という議論まで飛び出しています。

幼いころを思い出すと、小さい零細な田んぼをそれぞれの農業者が担って、山間の水が不足して水争いまでありました。今はそんな時代ではないですが、山間の地域の水田をどのように生かしていくか。日本では、圧倒的に山間部の水田が多いわけですから、それを活用する手立てをどうするのか、ということが課題となります。

右の図表、「荒廃農地の面積」中、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」の増加が、この問題の深刻さを物語っています。



< 荒廃農地の面積 >



2) 物流の高速化と輸出入の拡大

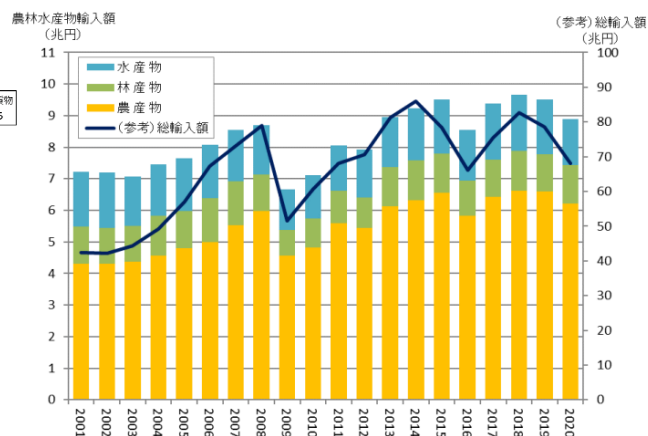
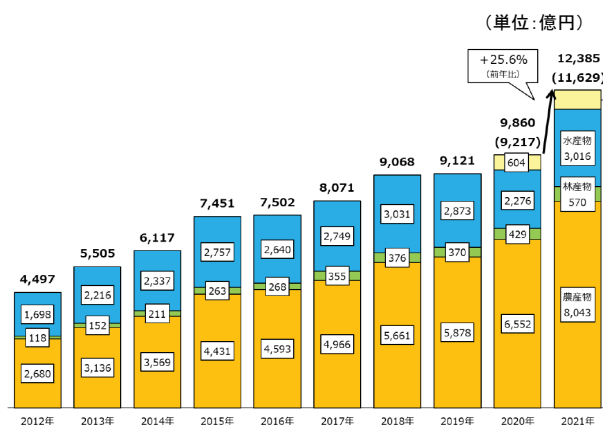
次は物流の高速化と輸出入の拡大の流れです。

最近では農業者も努力して輸出の取り組みを拡大しようということをやっていますから、下記図表のように伸びています。その一方で、輸入額も、山、谷、山はありますが、多くなっています。農林水産物全体の輸出額は約1兆円に対して、輸入額はその10倍、10兆円です。

コメは100%、鶏卵はほとんどを、野菜・イモ類は多くを自給できていますが、小麦・豆類はほとんどを、肉類は半分近くを輸入に頼っています。

< 輸出額 >

< 輸入額 >



3) 機械化と農地の規模拡大

農業経営の生産性向上のため、機械化と担い手への農地の集積（規模拡大）に取り組んでいます。この10年の動きを見ますと、「担い手への農地集積率」は平成22年度（2010年度）で48.1%だったものが、令和元年度（2019年度）には57.1%にまで上がり、特定の農業者へ農地が集まっていることが分かります。それでもまだ、4分6分の割合で、小規模な経営と大規模経営が併存しているのです。地域別では、北海道は91.5%までに農地集積率が高まっていますが、一方で、中国地方のように28.7%に留まっているところもあります。そして、どこまで規模拡大すれば安定した経営が実現できるのか、そのラインはまだはっきりしていません。

4) 食生活の変化

次の図表は食生活の変化です。最も象徴的なのは「ご飯」の減少です。昭和40年度（1965年度）は国民一人当たり、一日で5杯のご飯を食べていました。それが、令和元年度（2019年度）では一日2.5杯と半減しています。

この様に主食用米の需要は年々減少しており、平成8年（1996年）には全国で944万トンだったものが、直近の令和2年（2020年）には新型コロナによる需要減も相まって、714万トンまで落ち込んでいます。

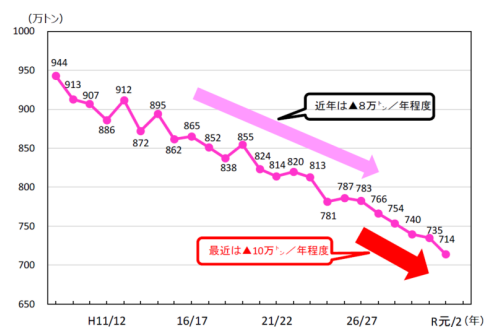
これにより、何が起きているのか。次頁の図表を見てください。

6月末のコメの在庫が示されています。なぜ6月かというと、10月～11月にコメが収穫され、その次のコメがとれるまでの間の、端境期だからです。この6月の時点の在庫が積み上がっているとコメは売れておらず、逆にこの数字が少なければ、コメが売れているというメルクマールになります。平成25年度（2013年度）～同27年度（2015年度）は220万トン前後の在庫があり、その後、減ったかのように見えたのですが、令和3年度（2022年度）からはコロナ禍もあって、再び200万トンを上回る在庫が積み上がっています。

在庫の積み上がりは、当然米価に影響します。表にあるように、平成24年度（2012年度）～26年度（2014年度）と下がり続けました。ここで生産調整を拡大して、（価格を）上げる努力を一生懸命やって、平成29年度（2017年度）、30年度（2018年度）には上がってきました。ところが、近年はまた下がり、このままではもっと下がるでしょう。

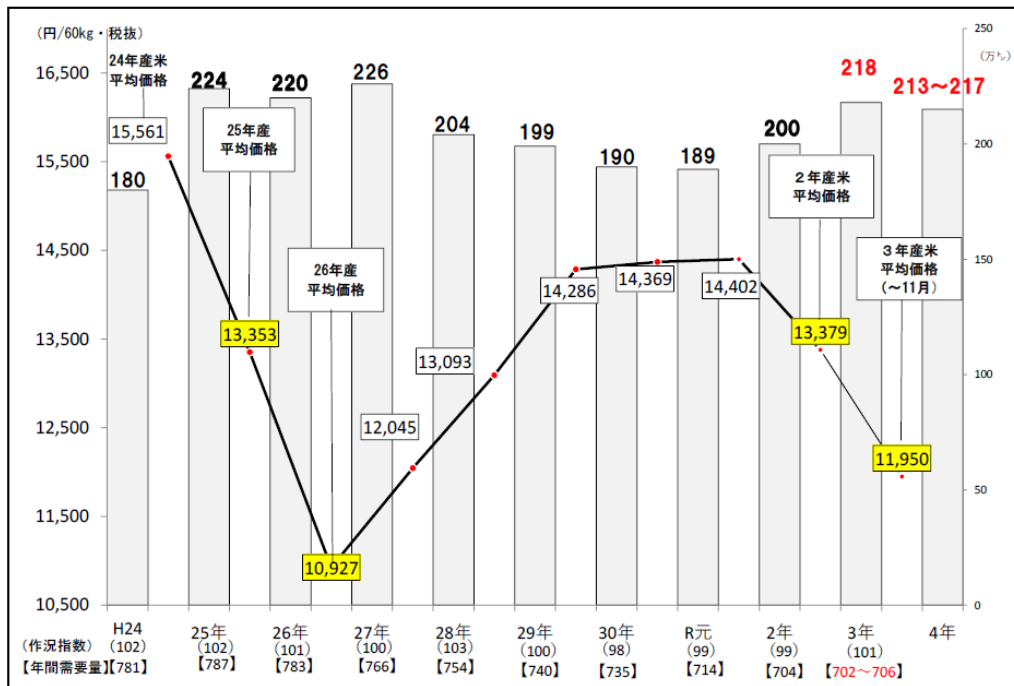


【主食用米の需要量の推移】



出典：農水省「米をめぐる関係資料（令和3年2月）」

【コメの6月末民間在庫と年平均価格 推移】



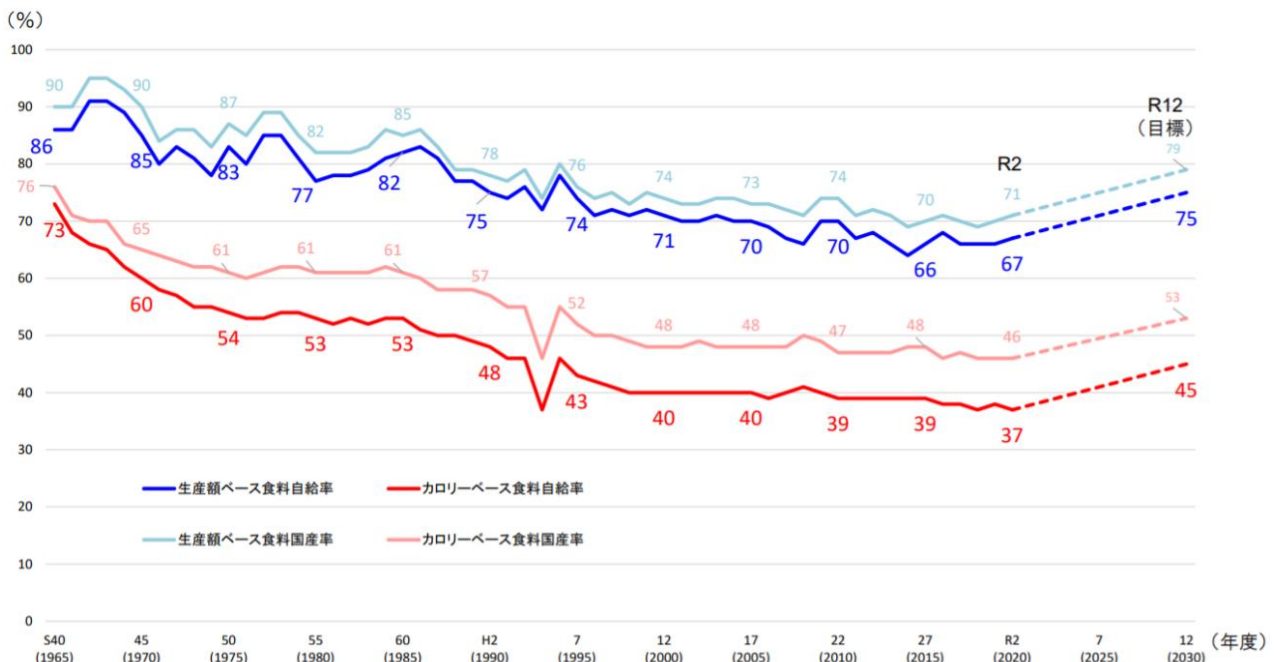
米価は以前のように国が決めるのではなく、市場の需給で決まります。これが今後、どんな形で推移するのか。日本はコメの国ですから、作り手側にとっても、今後、農地をどんなふうに活用していくか、担い手はどんな形で食べていくことができるのか、本当に深刻な事態となっています。

5) 食料自給率の推移

「食料自給率の推移」をご覧ください。昭和40年度（1965年度）にはカロリーベースで73%（生産額ベースでは86%）あった自給率は令和2年度（2020年度）には37%（同67%）までダウンしています。政府は令和12年度（2030年度）には45%（同75%）の目標を掲げていますが、果たして実現できるのかどうか。

そして、コメ、野菜等以外は圧倒的に輸入頼り、になっていることは先述した通りです。

<食料自給率の推移>



4. 改革への模索

こうした困難な課題に立ち向かうために、どんなことが考えられるでしょうか。

1) 各国比較で各段に低い農業への補助金、その増額を

右の数字は各国の農業に対する補助金の割合です。

農業所得に占める補助金の割合は、日本は2013年に30%です。アメリカは35%です。フランスは94%、ドイツは69%、イギリスは90%です。やはり、農業所得に対して、国がどんな形で補てんして、地域の農業や農業者、それから地域の安定、食の安定供給についての役割を果たしているのか、政府・国の姿勢がこの比率で明かです。日本はできなかったですねえ、こんな形の道を。残念です。

右側に、農業生産額に対する農業予算比率も出しております。これを見てみても、日本は予算比率が38%、ところがア

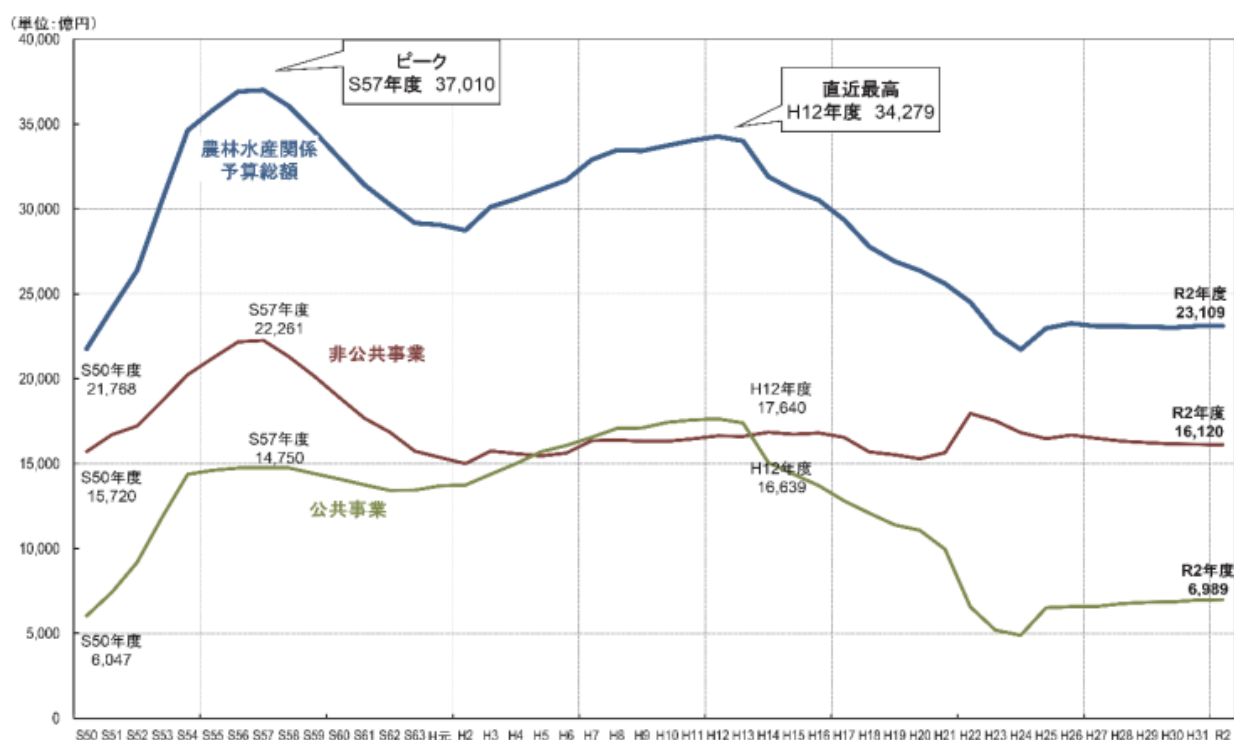
メリカは生産額に占める予算額は75%ですよ。フランスで44%、ドイツで60%、イギリスで63%ですよ。日本の米価は高いから、補助金もそれなりに出して、生産額と比較して相当の数値になるんじゃないかと、皆さん思われているかもしれませんが、しかし、これだけ差があるのです。

国の姿勢として、農業生産に対する補助金・予算、地域を支えている農業というものについての認識がこんなに違います。説明するのも悲しくなります。

それを裏付けるように、我が国の農林水産予算の推移を見ますと下がり続けています。

国	農業所得に占める 補助金の割合 (%)		農業生産額に 対する 農業予算比率 (%)
	2006 年	2013 年	2012 年
日本	15.6	30.2	38.2
アメリカ	26.4	35.2	75.4
フランス	90.2	94.7	44.4
ドイツ	-	69.7	60.6
イギリス	95.2	90.5	63.2

<農林水産予算の推移>



無論、日本農業の事情もあります。

欧米では専門的な農業が多いのに、わが国は兼業農家中心です。コメ中心の生産が多く、その分、季節性があり、稲作ができる時だけの半年間の農業だからです。また、欧米は畑作物中心の経営体ですから、万遍なく、野菜や果物や麦や大豆や、そうした畑作物への作付をしっかりと定着させています。わが国は水田地帯でコメが多く、高温多雨ですから、畑作物も含めたものへの転換は難しい。一定数のものを輸入せざるをえない厳然とした事実もあります。

繰り返しになりますが、わが国の農産物は、全体として作付面積が小さく、季節性もあるから、どうしても小規模零細な経営形態になっているわけで、コストがかかり過ぎています。欧米に比べるとコストが高いのに、90%も補てんしたら膨大な予算支出になってしまう、という事もあります。そのため、農業者も補助金要請には一定の節度といいますか、抑制が効いているし、それを受け入れている側面もあります。しかし、その分、わが国の農業は苦しんでいる訳です。

今も地球のあちこちでいろんなことが起こっています。わが国も相当、ウクライナから畑作物を中心に輸入して

いた経緯があります。そのウクライナが戦火に見舞われ、さらにロシアを中心にした周辺で農林水産物の物流が混乱しています。食料自給率が37%まで落ち込んでいるわが国の食料事情は大丈夫なのか。その辺まで勘案して、しっかりした農業経営を作り上げることこそ必要です。

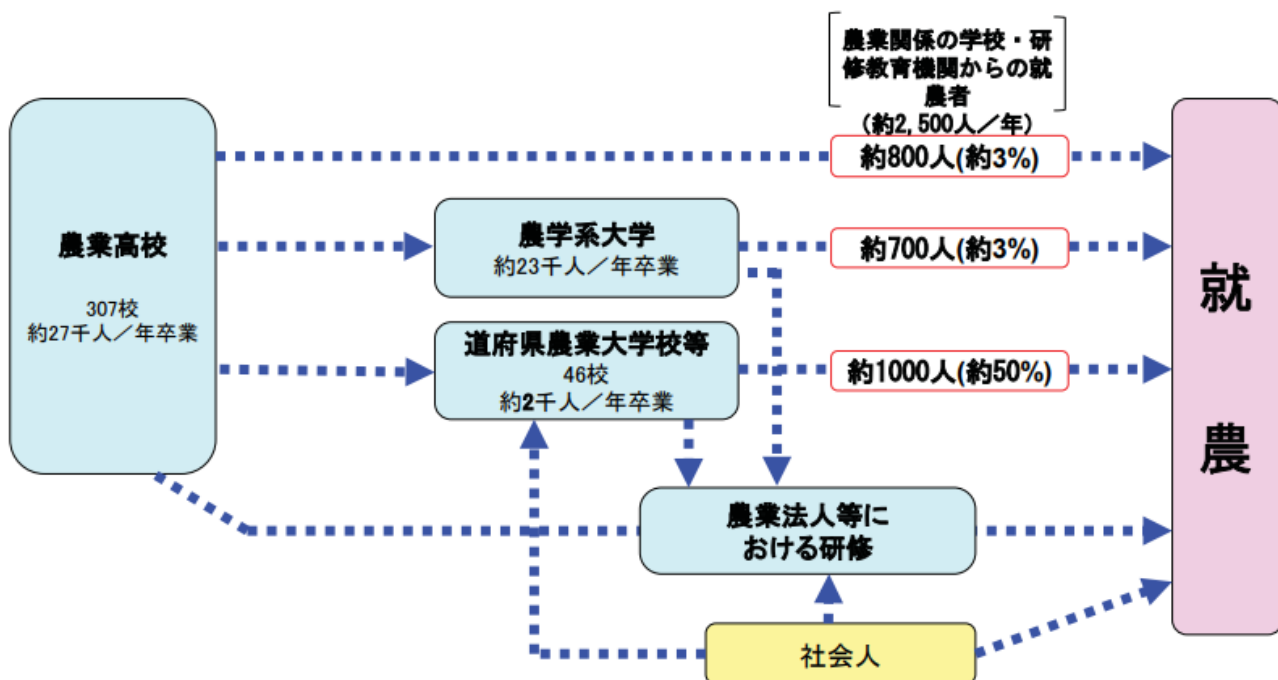
農業所得に占める補助金の割合をすぐには欧米並みにはできないにしても、ちゃんと生産を維持していけるレベルのものをどんな形で捻出できるのか。我々、政治家がそれを見出していかなければならないと、決意しています。

2) 若い人たちに農業生産に対する興味・関心を持ってもらう

私は農地の規模拡大をどんなふうに進めるのか、営農組合を作ったり法人化したり、農地を集めるという取り組みも含めて、知恵を出し、政策を推進したいと思います。同時にまた、農業生産を魅力あるものにして、若い人が、きちっと食について関心をもってもらって、そして仕事に就いてもらうという状況を何としてでも作り上げていかなければならない、とも思います。

下の図表は農業高校・農学系大学・農業大学校からの就農状況です。

残念ながら、近年の農業高校から就農する人は800人しかいません。全体の数字のうち3%でしかないわけです。農業系大学から然り。全体の3%、700人にとどまっています。しかし、都道府県農業大学校を卒業して就農するのは人数こそ1000人ですが、卒業生全体の50%、半数に達しています。これはなかなか大事です。そこへ力をかけた政策誘導というのを行って、更に就農者を増やす仕組みを作るべきでしょう。



3) ヨーロッパの就農制度に学べないか

私は平成22年(2010年)に農業担い手の新法を作るべく、自民党の座長に就任して、“先進地”のヨーロッパを視察して、多くのことを学びました。

一つはヨーロッパの「青年農業者就農助成制度」です。対象者は年齢は21～35歳まで、事前に3～5年間の技術や経営研修、さらには農家実習を積んだ人だけを対象にしています。就農に当たっては、営農が可能な一定規模の農地の確保が必要で、就農資金は国・自治体とEUが折半して、出してくれます。但し、実際に農業経営を行うことが条件で、農場のそばに住み、かつ経営実態を報告することが必要です。投資目的の農地取得は認められません。農外からの新規就農だけでなく、子が親から経営を引き継ぐ時も(大半がそうですが)この仕組みで就農しています。

また、フランスには「サフェール」という農村土地整備公社がありました。農業者が一定の年齢に達すると、経営を子供たちや外部からの成年就農者に譲る仕組みです。サフェールが農地を交換分合で集積したり、先買い権を活用して、青年農業者へ優先的に売渡したりできる仕組みもあります。これによって、当時で農地移動の20%にあたる年間8～10ヘクタールを先買いしていました。サフェールが土地を売る場合は公表し、それに対し、候補者が手を上げ、関係者が協議して売り先を決めていました。職員たちは「農地を農地として守るための役割を果たしている」と誇らしげなところが印象的でした。

日本でも「農業会議」というシステムはあるのですから、これらを発展させて、サフェールのような組織に衣替

えする、或いは、国が関与した新たな機関を作る事はできるはずです。

4) 規制改革推進会議が進める“株式会社の参入”への疑問

農地を活用する為に、株式会社の農業参入方式を取った関西地方の“先進地”を以前、視察しました。

圧倒的な山間地域なので、特区を作って、株式会社に農地を借用させる、ないしは所有する形で農業経営を展開しようと自治体が打ち出しました。条例を作って実験的な取り組みとして始め、国も認める形で実現したわけです。参入企業は、アルバム会社や酒屋さんと様々でした。ただ、土地の様子は一見して、あの急斜面であの畑を耕して作物を作るのは容易ではない、と分かりました。

さらに農業への参入は、本格的に農業をやるという形ではありませんでした。“農業をやろう”という気持ちは有難いのですが、例えば、この時期はその企業の仕事は暇だから従業員に農業に関わってもらおうという程度の“農業”でした。農地のあちこちで草ボーボー状態でした。それでも、皆さん“慣れない”農業を一所懸命やって大変だろうと思いますが、これで果たして地域のなかで発展・定着できるのだろうかという疑問でした。

最近の規制改革推進会議は、ますます、その勢いを得て、こうした株式会社参入方式を大々的に進めようとしています。先に述べましたように、農村では圧倒的に高齢化が進行し、農地を所有していても実際は耕作を放棄しています。そこへ株式会社が入っても実際に農産物を収穫して、さらに発展させていくような状況にはなりにくい事は容易に想像できます。それなのに、経済界の重鎮がうち揃ったメンバーの同会議では、株式会社の農業参入を法的にも位置付けろという話にまでなっています。

私としては、地域に根差した農業生産、集落営農があって、農業者、農協、市町村とか地域 みんなが協力しながら農業生産を高めていく事こそが必要だと思います。現状は、条件不利地域は株式会社に任せちゃいいんだ、大々的な基盤整備もやろうじゃないか、と主張する声の方が大きくなっています。政府の有力者もそれに乗っています。そんなことで、果たして、全国的な農業改革政策足り得るのでしょうか。今の規制改革推進会議の考え方、株式会社の参入だけ、という形の改革では、農地も家族も農業も潰れます。

各種の困難さを伴いますが、地域に根差した農業改革を私は諦めません。これからも頑張ります。皆さんは、どんなふうにお考えになりますか。国の在り方、地域の在り方にかかわる大切な課題だと思います。共にしっかり考えていきたいと思っています。

そして、かつての「いのちの祭り」の時のように、日本農業に大いなる理解と共感を賜れば幸いです。

(※注 図表は主に「農水省統計」から)

(文責 清水 光雄)

棋友会

日本将棋連盟主催

「職域団体交流将棋大会・2022 春」に出場しました

棋友会の6人(自称6銙士)は4月24日、アマ団体戦の頂点「職域団体戦」に出場しました。日頃の成果を試し、あわよくば優勝して後援の朝日新聞に監査懇話会の名を記載させんと野望に燃え、勇躍会場の「アリーナ立川立飛」に乗り込みました。

クラスは最下級F組(3人構成・71チーム参加)に2チームで参加、無論最高齢チームでした。ルールは20分制限、時間切れ即負けと厳格です。

思いとは裏腹に初参加で気概溢れる若者棋士にやや気圧される中、対局開始!相手の王手に目もくれず逆に王手をやり返し、王を召し上げられて呆然自失に陥ったり、飛車で王手すれば勝ちなのにこだわりの歩突きで大事な飛車を取られ後の祭り…。それでも、身勝手・独善がんこパワー全開に、敵方はやや啞然。珍事続きの中、奮闘努力の甲斐もなく?2回戦で(4勝8敗)敗退しました。6銙士は“懲りず”に再挑戦に燃えています。



こんな棋友会ですが、プロ棋士の指導も仰ぎ、愉しくマジメに定跡にも取り組んでおります。ちょっぴりでも将棋に興味をお持ちの方、遠慮ない入会を一同お待ちしております。

(棋友会会員 藤間孝雄)

みなさんの 広場

イナゴ・セミ・ホタル

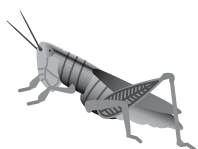
城戸崎 雅崇

今では昆虫とはほとんど縁がないといってもよい生活になっているが、子供の頃には周囲にさまざまな昆虫がいて身近な存在であった。

蝗取る人に飛びつく蝗かな

正岡子規

稲の害虫である蝗には、人間にとって食用になるというメリットもある。食用として有名なのは佃煮であるが、そのまま炒って食べることもできる。子供の頃の私のうちでは、祖母が炒った蝗をすり鉢で粉状にして、さらに砂糖を混ぜて食べさせてくれた。おやつのようなものと思われるかもしれないがそうではなく、健康サプリメントとして推奨されていたのである。粉末状のものに慣れていたせい、私は姿のままの佃煮にはあまり食指が動かない。



蝗取りにはよく行った。蝗は素手で捕らえるのだが、あまり器用ではない私にもかなりの収穫をあげることができたのは、それだけ沢山いたということである。まだ農薬などがなかった時代だった。太平洋戦争とほぼ重なる私の小学生時代の別府市の人口は6万6千人ほど、大小の温泉旅館や名産の竹細工やザボン漬を売る土産店などが軒を連ねる小都市で、私の家も街中に近い住宅街にあったのだが、市街地を少し離れたところには稲田が広がっていた。それでも自分では「街の子」と思っていたので、大学生になって上京したときに友人が「君の田舎どこ？」と発言するのには、いささか驚いた記憶がある。

閑さや岩にしみ入る蝉の声

松尾芭蕉

有名なこの句の蝉はアブラ蝉かニイニイ蝉かという論争があったという。また蝉の声は結構うるさいのになぜ「閑さ」なのか、というのがこの句の鑑賞のポイントであるらしい。九州にはニイニイ蝉は少なく、アブラ蝉がクマ蝉が中心である。東京では多く聞かれるミンミン蝉は全くいなかった。子



供の頃はよく蝉取りをした。竹の先にとりもちをつけて取る人もいたが、私は捕虫網派だった。とらえた蝉を糸で縛ってから放して遊んだりした。子供の頃はよく見つけることができたのに、今は鳴いている木の下に行っても、なかなかその姿を見つけることができないのは不思議である。

拾ひたる空蟬指にすがりつく

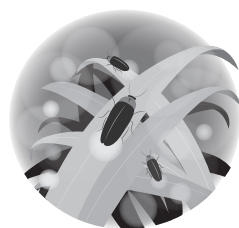
橋本多佳子

蟬は地中に長く暮らしてから地上にでて羽化する。地上での生活は一週間ほどといわれてきたが、実際には一ヶ月以上生きているという観察結果があるとか。羽化した抜け殻は空蟬という『源氏物語』にも登場する美しい名前を与えられている。

かたまるや散るや螢の川の上

夏目漱石

今ではなかなか見るこ
とのできない螢である
が、子供の頃は蝗と同様
にすぐ近くで見ることが
できた。螢の飛び交う姿
を鑑賞するというより、
もっぱら取った螢を虫籠
に入れて持ち帰るのが目的で、うちに帰ってから
軒先につるした籠の中の点滅を観察するのである。蝗と違って螢はさほど敏捷ではないので、取った螢が手の中で光るのをしばし観察することもできた。



死なふかと囁かれしは螢の夜

鈴木真砂女

大人になれば螢は採取するものから鑑賞するものになる。照明のない暗がり、あちこちに変化する螢の光を追いかけて二人だけになるチャンスもあったことだろう。最近では自然環境の中で鑑賞できる場所は稀少な観光名所になり、都内ではホテルなどのイベントでしか鑑賞できないなど、「螢も遠くなりけり」である。

(エッセイクラブ 2020年9月 課題 昆虫)

事務局通信



◆行事報告

第196回理事会
4月14日(木)10:00~12:00 事務局 2
オンライン 12

会報委員会
4月12日(火)10:00~12:00 文京区民センター 6
4月20日(水)9:00~12:00 〃 8

広報委員会
4月7日(木)13:30~15:00 オンライン 7

◆一般部会

第785回講演会
4月4日(月)14:00~16:00 日比谷図書文化館 27
オンライン 50

講師 自民党参議院議員 山田俊男氏
演題 日本農業を憂う
第566回研修見学会
4月26日(火) 富士通(株)テクノロジーホール 23
(富士通中原工場内)

◆監査部会

第347回監査セミナー
4月12日(火)14:00~16:30 日比谷図書文化館 22
オンライン 49

(オンライン 特別聴講A定期: 1名、特別聴講B定期: 1名、
体験: 3名含む)

講師 日比谷パーク法律事務所
パートナー弁護士 松山 遙氏
テーマ 令和4年株主総会に向けての留意点
21年度第10回監査基礎講座

4月20日(水)14:00~17:00 文京シビックセンター 11
オンライン 36

講師 元農中信託銀行(株)監査役 鈴木充郎氏
テーマ 株主総会における監査役の役割

第260回監査実務研究会
4月27日(水)14:00~17:00 オンライン 41

問題提起者 (株)王子機能材事業推進センター
監査役 山田 諭氏
元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣隆夫氏
テーマ 安全マネジメント

第109回監査技術ゼミ
4月5日(火)14:00~17:00 オンライン 49
(特別聴講B定期: 1名含む)

講師 (株)スコラ・コンサルト プロセスデザイナー 源明典子氏
テーマ これから求められる組織のコミュニケーション
~心理的安全性と話し合える環境づくり

◆生涯学習部会

句遊会 例会
4月5日(火) 通信句会(メール) 9

写友会 40周年記念臨時例会
4月22日(金)13:00~15:30 明治記念館 16

画友会 写生会
4月10日(日)10:00~16:00 日比谷公園 6

楽友会 例会
4月28日(木)13:00~15:30 福祉センター江戸川橋 18

棋友会 例会
4月26日(火)13:00~17:00 六甲クラブ 4

◇同好会

楽器演奏同好会
4月17日(日)14:30~17:00 横浜練習会場 8

エッセイクラブ
4月30日(土) メール 6

江戸文化研究会
4月16日(土)15:00~16:30 福祉センター江戸川橋21+4

◆会員・会友異動

(新入会員)

○二宮嘉世 (株)フォーラムエンジニアリング 常勤監査役
○内藤和明 サムライト(株) 監査役/紹介:石橋昌也
○黒川勝己 王子物流(株) 常勤監査役
○相馬成光 日本ピュアフード(株) 常勤監査役

(再入会会員)

○黒須 仁 (株)アドレクス 常勤監査役

(会員から会友へ)

○篠田耕太郎 王子ネピア(株) 顧問
○太田博久 元(株)INPEXマセラ
○新谷亮介 元(株)レスキューナウ

(交替会員)

○湯原 隆 王子マテリア(株) 常勤監査役
前任:篠田耕太郎
○天野理和 三菱電機エンジニアリング(株) 常勤監査役
前任:大木隆夫

○岩田洋一 (株)INPEXマセラ 常勤監査役
前任:太田博久

○山本直樹 朝日インタラクティブ(株) 監査役
前任:黒須 仁

○横山基一郎 (株)日経映像 監査役/前任:山本浩司
(変更)

○福永信幸

○越田和也

○寺西裕二 【登録会社】王子コーンスターチ(株)→王子製紙(株)
○坂田典一 【社名変更】三菱スペース・ソフトウェア(株)
→三菱電機ソフトウェア(株)

【社名変更】日本ユニシス(株)→BIPROGY(株)
【社名変更】ニューライフ設立準備(株)
→リトルファミリー少額短期保険(株)

【社名変更】インベックスソリューションズ(株)
→(株)INPEXソリューションズ

【登録会社】(株)日経HR→(株)日経ピーアール
【登録会社】(株)日経ラジオ社→(株)日本経済社
【登録会社】(株)日経映像→日経メディアマー

ケティング(株)

(退会会員)

○船隠大介 (株)チャリ・ロト 監査役
○要石博之 (株)バイタル 監査役
○千田 洋 (株)東配工 常勤監査役

○中里浩之 (独)日本貿易振興機構 監事
○紀中直樹 王子製紙(株) 常勤監査役
○酒井淳三 (株)朝日学生新聞社 監査役

○小畑哲哉 (株)NTTデータ 社外取締役常勤監査等委員
○鈴木一磨 (株)ギンボーバック 常勤監査役
○宮田英樹 (株)久保工 監査役

○菊原 英 太平洋マテリア(株) 監査役
(退会会友)

○水野誠一 元(株)日経リサーチ
○齋藤佑二 元レーザーテック(株)

○牛木昭喜 元ビジョン(株)
○野口明雄 元王子ネピア(株)

○池田則夫 元三機工業(株)
○木村宅之助 元三菱スペース・ソフトウェア(株)

4月17日ご逝去されました。謹んでご冥福
をお祈りいたします。

会 員	会 友	計
193	137	330

2022年4月末現在

編集後記

☆ロシアによるウクライナ侵攻から3カ月余。新聞・テレビでその様子を見聞きするたびに、切齒扼腕する。国内では便乗するかのように、憲法改正、核共用の声が高まる。「戦いのなかった戦後70数年」をどのように孫・子へ引き継ぐのか。“安全地帯”にいる我ら高齢者の課題、とも思う。☆監査セミナーでは、松山先生が「令和4年株主総会に向けての留意点」を語られた。今年はコロナ禍、2021年改正会社法、同年改訂CGコード等を踏まえたものだった。10数年登壇を続ける先生の話も毎年の様に変化していく。☆講演会は農政一筋の山田参院議員が日本農業の危機を豊富な図表を用いて、熱く話された。「国民の理解こそ」という言葉に、国を支える農業へのリスクを長い間忘れていた、と思わされた。☆4月の研修見学会報告は、都合により、次号に。(清水 光雄)



句遊会

四月詠草

兼題…朝寝、梨の花、当季雑詠

朝寝して濃いめの緑茶深き味

石原 克己

陽眩し長き朝寝に飛び起きる

川田 勝美

朝寝して平和の時に感謝せり

大仲 正敏

梨の花白き絨毯棚仕立て

中山 知祐

梨花咲けばルート16棚曇り

佐藤 政百

下総の野を白うして梨の花

森 邦彦

送迎のバス待つ母子朝桜

城戸崎雅崇

さくらさくらどこで何が起きようと

安井 正浩

菜の花や地蔵の赤いよだれかけ

眞田 宗興

写友会



撮影場所：山中湖畔

「山中湖畔から見た富士山」 下村 恒一

この5月5日に山中湖畔から撮りました。山の中腹にある登山道に雪が残っていて、白くジグザグに見えます。